

法学研究科 論文博士の学位審査実施要項

制 定 令 3. 1 1. 3 0

最近改正 令 4. 3. 2 0

(趣 旨)

第1条 大阪公立大学大学院法学研究科において審査を行うこととされた、大阪公立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第37条第3項の規定による博士（以下「論文博士」という。）の学位論文の審査、最終試験その他の学位に関し必要な事項は、大学院学則及び大阪公立大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(学位授与の申請手続)

第2条 論文博士の学位を受けようとする者は、学位規程第5条第4項並びに第6条第2項及び第3項の規定に従い、次の書類等を提出しなければならない。

- (1) 学位授与申請書 1通
- (2) 学位論文 正本3通及び電子データ（ただし、インターネット上で論文の全文を公表できない場合は、電子データを除く。）
- (3) 論文目録 3通
- (4) 論文内容の要旨 3通及び電子データ
- (5) 単位修得証明書 1通（本研究科博士後期課程又は大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程に在学していた者に限る）
- (6) 履歴書 3通
- (7) 学位論文審査料

2 参考論文を提出する場合は、正本3通を第1項に定める書類等とあわせて提出するものとする。ただし、参考論文が日本語以外による場合は日本語訳を3通添付するものとする。

3 学位論文の全文を公表できないやむを得ない事由がある場合は、理由書を1通提出するものとする。

(申請期限)

第3条 学位の申請時期は、任意とする。

(学位論文の様式等)

第4条 本研究科博士後期課程（大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程を含む。）に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者（以下「単位取得退学者」という。）の、学位論文、論文目録及び論文内容の要旨の様式等については、別に定める学位論文作成要領によらなければならない。

2 単位取得退学者以外の学位論文及び論文内容の要旨の様式等については次に掲げる

とおりとする。

- (1) 学位論文の分量 研究書1冊相当程度
- (2) 学位論文の様式 自由
- (3) 論文目録 自由
- (4) 論文内容の要旨 4,000字程度

(審査委員会の設置)

第5条 研究科教授会は、学長から指定されたときは、遅滞なく、学位規程第8条の定める審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、研究科教授会において指名する教授3名以上の審査委員をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず、研究科教授会において特に認めるときは、准教授を、1名に限り審査委員に充てることができる。

4 研究科教授会において必要があると認めるときは、前2項に定める審査委員のほか、次に掲げる者を加えることができる。

- (1) 本研究科の准教授及び講師
- (2) 他の研究科等の教授、准教授及び講師
- (3) 他の大学院の教授
- (4) 研究所等の教員等

5 審査委員会に主査を置き、第2項及び第3項に定める審査委員のうちから研究科教授会において指名する者をもって充てる。

(学力の確認)

第6条 学力の確認は、学位授与申請者が本学の課程修了者と同等以上の学力を有するか否かについて、口述試験及び筆記試験により行う。

2 研究科教授会において、学力の確認を行う科目（外国語を含む。）及び学力の確認を行う者を決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、申請者の学歴及び業績等により、学力を確認できるときには、学力の確認の全部又は一部省略することができる。

4 単位取得退学者が、退学後3年以内に博士の学位の授与を申請したときは、学力の確認を省略することができる。

5 前2項に規定する学力の確認の省略は、第8条に規定する審査委員会の設置とあわせて、研究科教授会において決定するものとする。

(審査委員会及び主査の任務)

第7条 審査委員会は、主査が主催し、学位規程第9条、第11条及び第12条の規定に従い、学位論文の審査、最終試験及び学位論文審査結果の要旨等の報告を行う。

2 学位論文の審査基準は、別に定める。ただし、単位取得退学者以外が提出した学位論文については、その主題に関して従来の研究水準を引き上げ、又は独創的な研究によって新領域を開拓したものであることを要するものとする。

3 審査委員会は、原則として、提出してから1年以内に審査を終了するものとする。

(公聴会)

第8条 申請者が単位取得退学者の場合、学位論文の審査及び最終試験は、公聴会により行うものとする。

2 公聴会は、あらかじめ本研究科内の掲示板に告知周知のうえ、一般に公開する。告知は、少なくとも、公聴会の2週間前までに行わなければならない。

3 公聴会は、主査を含む2人以上の審査委員及び申請者が出席しなければ開くことができない。

4 主査は、公聴会の議長となり、議事進行について一切の権限と責任をもつ。

(研究科教授会の審議)

第9条 研究科教授会において学位授与の審議を行うときは、教授会構成員の3分の2以上が出席しなければならない。

2 学位の授与は、無記名投票により、出席者の3分の2以上の多数をもって決する。

(学位論文内容の公表)

第10条 学位論文の公表については、「大阪公立大学学位論文の公表に関する取扱要領」の定めによるものとする。

附 則 (制定 令3. 11. 30)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (改正 令4. 3. 20)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。